

## 第82回彩の国建設工事の入札及び契約事務適正化委員会 議事録

### 1 日時

令和7年11月17日（月） 午前9時から12時まで

### 2 開催

T e a m sによるW e b会議形式

### 3 出席委員

二宮委員長、小川副委員長、眞砂委員、宮西委員、八木澤委員

### 4 審議事項及び審議結果

#### (1) 案件1

ア 発注機関：水道整備事務所

イ 工事名：総A除) 023水整第702号大久保浄水場高度浄水処理施設建設工事

ウ 入札方式：一般競争入札(W T O)

エ 質疑応答：

委 員：

設計の当初金額と変更金額との差額と請負の当初金額と変更金額との差額が一致しない理由は何か。

発注機関：

設計の変更金額に落札率86.7%を乗算すると請負の変更金額と一致する。

委 員：

失格基準価格をどのように算出したか。

発注機関：

予定価格調書を作る段階で失格基準価格を設けている。資材や労務等、これ以上価格を下げるに適切なものができない金額として設定している。

委 員：

一律に何%くらいということではないということか。

発注機関：

失格基準価格については計算式があるので、その計算を使って評価をしている。

委 員：

調査基準価格を下回る低入札となった大きな理由、積算との差は何か。

発注機関：

一般管理費を削減していたためである。各種支払関係は適切にできる状態だったため、妥当と判断した。

委 員：

直接工事費は積算とほぼ変わらないという解釈でよいか。

発注機関：

直接工事費は概ね 90%に近い数字となっている。一般管理費を削減して低入札になっている。他の応札者も全社低入札で、うち一社は失格基準価格未満で失格となったが、その他の応札者は失格基準価格を上回っている。

委 員：

直接工事費が削減されていると問題だが、一般管理費を削減して一定の範囲に収まっており、工事が完成できると判断をしたなら問題ないと感じた。

工事の出来高は予定どおりか。

発注機関：

土壤の問題で当初計画より若干遅れがある。

委 員：

設計の変更による増額や新しく処理が必要な工種で工程が遅れているが、理由があれば問題ないと考える。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

## (2) 案件 2

ア 発注機関：営繕課

イ 工 事 名：川口特別支援学校中央棟新築工事

ウ 入札方式：一般競争入札(総合評価)

エ 質疑応答：

委 員：

駐車場として使用していた箇所に新しい校舎を築造することで駐車場所が不足するのではないか。

発注機関：

現時点では校舎の裏側を駐車スペースとして使用、空き地をバスの乗降用に使用している。新設の中央棟は1階部分がピロティ方式となっており、駐車場として使用する計画となっている。

委 員：

総合評価の内容で、品質管理の適正性と発注者が指定した課題について、結果としてどのような提案があり、どのように評価したか。

発注機関：

防音シートの使用、ゴムシートの使用等重機からの騒音についての配慮をする提案があった。コンクリートの躯体部のコンクリート打設の工夫については、特殊な締め固め振動機を使用する提案や、コンクリート打設状況が目視できるとして透明な型枠を使用する提案があった。これらの品質および施工性の向上に向けた工夫について加点をしている。

委 員：

コンクリート打設の工夫については、他の業者がしていないため加点になるのはわかるが、防音シート等の振動騒音の工夫については他の業者でもしていると感じた。

発注機関：

極低騒音型等、特殊な建設機械を採用するという提案があったため、その工夫を採用している。

委 員：

それについては設計変更の対象としないということでよいか。

発注機関：

そのとおりである。

委 員 :

当初の入札額の範囲内で提案させているという解釈で良いか確認させてもらった。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(3) 案件 3

ア 発注機関 : 荒川右岸下水道事務所

イ 工 事 名 : 右岸流域処理場管理棟ほか照明設備改築工事

ウ 入札方式 : 一般競争入札(価格競争)

エ 質疑応答 :

委 員 :

本工事は照明を蛍光灯からLEDに換えるのみの工事という解釈でよいか。

発注機関 :

蛍光灯を交換するだけではなく、天井に埋め込まれている器具からの交換となり、3,500台あるため工事として発注した。

委 員 :

設計に当たり採寸した時と規格が合わなかったのは、照明器具の一部が既存の規格ではできなかつたということか。

発注機関 :

施工場所の3か所は同種類の器具がついているのではなく、様々な種類がある。設計の時点で全てを取り外して確認することはしていないため、実際の工事で既製品が合わない器具があることが判明し、特注が必要になった。

委 員 :

3,500台あるうちの一部だけ規格が合わないものがあったということなら問題ないと感じた。

入札方式は通常の価格競争ということか。

発注機関 :

通常の一般競争入札のダイレクト型である。

委 員 :

技術習得型 J V の業者が偶然落札したということで、入札時に配慮をしているのではないということでよいか。

発注機関 :

入札時の配慮はない。令和 5 年度に当事務所が発注した技術習得型 J V を採用した入札を実施しており、その時に県内企業として技術習得型 J V の構成員になっていた業者が本工事を単独受注した。

委 員 :

総合評価にして、前回の経験を活かして加点できれば更によかったと考える。それを見た他の業者も積極的に技術を磨こうとするようになり、品質向上につながり、不落を減らすことができる我认为。積極的に総合評価を取り入れていけば技術習得型もさらに効果が高まると考える。

委 員 :

契約に至るプロセスに問題はないと感じた。本工事は B/C の説明は不要なのか。LED 照明に換えることでランニングコストは蛍光灯に比べて削減できると思うが、今回の費用がどれくらいの期間で回収できた後どれだけプラスになるかという話があるとよい。

発注機関 :

令和 9 年末で、現在使用している蛍光灯が製造、輸出入禁止になるため、LED に交換しなければならないというところで、B/C の視点までは事前に検討していない。

委 員 :

今後設計委託をするときに事前に計算を依頼すると、より事業自体の必要性に対して県民の理解が得られると感じた。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。

(4) 案件 4

ア 発注機関 : 川越県土整備事務所

イ 工事名：合冊)緊急浚渫工事(入間川掘削工その7)

ウ 入札方式：一般競争入札(価格競争)

エ 質疑応答：

委 員：

応札が一社の理由は何か。

発注機関：

合冊工事②は国道同士の交差点で非常に交通量が多く、沿道からの出入り口だと調整が多いため、安全管理や諸経費が多くかかり採算が良くないため人気が低いことが考えられる。

委 員：

受注者は舗装工事の実績が必要か。

発注機関：

合冊工事①は、とび・土工工事業の建設業許可を受けており、A級で資格名簿に登載されていること、合冊工事②は、土木工事業の建設業許可を受けておりⒶ級またはA級で名簿に登載されていることが入札参加要件である。受注者は双方の受注意欲があるということで参加している。

委 員：

交差点部の工事がほぼ他の業者への外注となると考えなければいけないと感じた。現場は受注者が直営しているのか。

発注機関：

道路の側溝の整備や歩車道境界ブロックを並べるというところは直営している。舗装の部分は専門業者に下請している。受注者は道路工事も多く受注しており、河川も地元企業で複数回受注しているため、両方の施工管理ができる業者と考えている。

委 員：

下請けのボリュームが全体的に多くなるとよくないと感じる。採算が合わない工事は不調不落になりやすいのでバランスを考えて発注することが合冊制度を導入する肝だと感じた。本工事は舗装のボリュームが少ないので悪くないと感じた。

委 員 :

変更後の請負額の増額部分は工期の延長によるものか。

発注機関 :

河川の工事で残土の搬出先が使えなくなり、別の箇所を探すため期間の延長をした。交差点の工事でも延期をしている。

(審議結果) 当案件の入札・契約事務手続きは適正に行われていた。